



向日市の40周年を祝おう 市制施行40周年記念事業

作品
募集

第16回向日市 観光写真コンテスト

募集
期間

8月1日(水)～
12月28日(金)
※当日消印有効

豊かな表情で語りかける向日市の素顔を表現した新鮮な写真作品を市内外から募集します。作品は、市の観光案内など向日市のPRに活用します。

- テーマ/向日市の「自然」「祭」「伝統行事」「食」「暮らし」「まちなみ」「史跡」「スポーツ」「風物」「イベント」などを題材にし、向日市の魅力を表現した作品
- 応募資格/アマチュアに限ります。
- 応募規定/カラープリントまたはモノクロプリント4ツ切(254mm×305mm)、ワイド4ツ切(245mm×368mm)の単体写真で、未発表の作品に限る。電子データでの応募は不可。
- 著作権/応募作品の著作権、使用権は主催者に帰属し、向日市の観光振興やイメージアップに寄与する広報紙、パンフレット、PR用画像データ(CD-ROM)やウェブサイトなどに広く活用します。なお、使用する際、撮影者の氏名は表示しません。申し出がない限り応募作品の返却はしません。
- 募集期間/8月1日(水)～12月28日(金) ※当日消印有効
- 応募方法/作品の題名、住所、電話番号、氏名、性別、年齢、写真愛好歴、本コンテスト入賞歴・応募歴、撮影年月日、撮影場所、原版の種類を明記した用紙を作品の裏に貼り、郵送または直接、産業振興課へ。
- 応募点数/1人5点以内
- 審査委員/佐藤敬二さん(京都精華大学 デザイン学部 教授)ほか5人
- 発表/平成25年1月中旬、本人に通知するとともに「広報むこう」や観光協会ホームページに掲載予定
- 表彰
 - 入選…13点以内。さらに、その中から特別賞2点と優秀賞6点を選出
 - 【特別賞】向日市長賞(賞状、楯、賞金3万円)、向日市観光協会会長賞(賞状、楯、賞金3万円)
 - 【優秀賞】向日市商工会会長賞(賞状、楯、賞金1万円)、向日市民憲章推進協議会長賞(賞状、記念品) 京都中央農業協同組合向日支店長賞(賞状、記念品)、社団法人京都府観光連盟賞(賞状、楯) 京都新聞社賞(賞状、楯)、富士フィルム賞(賞状、記念品)
 - ビギナー作品賞(賞状、楯、賞金5千円)…2点。入選以外の作品で、写真愛好歴(自己申告)5年以内かつ過去に本写真コンテスト入賞歴(佳作を含む)が無い方の作品の中から選出
- 展示/市役所ロビー(平成25年2月)ほか予定
- 応募先/〒617-8665 向日市 産業振興課 商工観光係内「第16回向日市観光写真コンテスト」係
- 主催/向日市、向日市観光協会



▲第15回コンテスト向日市長賞作品

「さくら舞う」

☎向日市観光協会事務局(産業振興課 商工観光係)
内線241、FAX922 - 6587、HP <http://www.muko-kankou.jp/>

第19回ストリートバスケット大会

中学生以上が対象の、ハーフコートで行う3on3の大会です。

8月5日(日)午前9時～
市民体育館



- 募集クラス/○中学生男子 ○中学生女子
○一般男子 ○一般女子
- ※一般は中学生を除く15歳以上
- 登録人数/1チーム3人以上5人以内(ゲームプレイヤーは3人)
- 募集チーム数/72チーム(各クラスの総計)
- 対象/中学生以上の男女(向日市民以外でも参加可)
- 参加費/一般1チーム1,000円、中学生1チーム500円(参加申込み後に参加取り消しがあっても、返金しません)
- 申込み/6月16日(土)～7月8日(日)の午前10時～午後8時に、参加費を添えて、(財)向日市スポーツ文化協会(市民体育館)へ。定員になり次第締め切り。申込用紙は市民体育館に置いてあります。また、市民体育館ホームページからもダウンロードできます。

☎(財)向日市スポーツ文化協会(市民体育館) ☎932 - 5011、FAX934 - 1657
HP <http://www1.ocn.ne.jp/~mukosca/>



まちの話題

通学路の交通安全対策を進めています



市の交通安全関係部局からなる「通学路安全確認対策チーム」は、全小学校が実施した通学路の状況把握に基づいて現地調査を行い、対策内容をまとめました。現在、道路標示や看板の設置など対応可能なものから緊急に対策を進めています。

また、府道についての対策や信号機の設置、交通取り締まりなどについては、5月16日、久嶋務市長、奥野義正教育長、安田守府議会議員が、斉藤乙訓土木事務所長と伊原向日町警察署長を訪問し、対策を講じてもらえるよう要望しました。

総務省近畿管区行政評価局長表彰 元部満さんが受賞

5月25日、行政相談委員の元部満さんが、長年の行政相談委員としての苦情解決と行政運営の改善に尽力された功績により、総務省近畿管区行政評価局長表彰を受賞されました。

元部さんは、平成19年に行政相談委員に委嘱されて以来約5年にわたり、毎月2回の定例相談に相談員として参加され、住民の苦情・相談に積極的にあたられています。

また、平成21年に行政相談委員に委嘱された永井浩子さんも功績が認められ、総務省京都行政評価事務所長から感謝状が贈られました。

みんなできいなまちに ごみゼロ・向日市一斉クリーン作戦



「ごみゼロ・向日市一斉クリーン作戦」が5月27日、市内各所で行われ、町内会や自治会、ボランティアグループなど約210団体、総勢約3,400人が参加しました。

市役所と第4向阳小学校をスタート、4コースに分かれて地域の道路や公園などを巡り、空き缶などの捨てられたごみを回収しました。

また道路の溝掃除を行う団体もあり、参加者が力を合わせ、市内をきれいにし、この日のクリーン作戦で、合計4.9トンのごみが回収されました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

平成24年度の介護保険料(65歳以上の方)

平成24年度の介護保険料は、23年度の保険料を改定し、下表のとおり決定しました。65歳以上の方で、年金からの保険料のお支払い(特別徴収)以外の方は普通徴収となりますので、6月中旬に介護保険料決定通知書と納付書をお送りします。なお、特別徴収の方には、6月下旬に介護保険料決定通知書をお送りします。

平成24年度介護保険料額一覧表

段階	保険料率	年額	対象者
第1段階	基準額×0.45	27,960円	○老齢福祉年金の受給者で、本人と世帯全員が住民税非課税の方 ○生活保護の受給者
第2段階	基準額×0.55	34,170円	本人と世帯全員が住民税非課税で、 (合計所得金額+課税年金収入額) = 80万円以下の方
第3段階	基準額×0.65	40,390円	本人と世帯全員が住民税非課税で、 (合計所得金額+課税年金収入額) = 80万円超120万円以下の方
第4段階	基準額×0.70	43,490円	本人と世帯全員が住民税非課税で、第2、3段階に該当しない方
第5段階	基準額×0.90	55,920円	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、 (合計所得金額+課税年金収入額) = 80万円以下の方
第6段階	基準額	62,130円	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、 (合計所得金額+課税年金収入額) = 80万円超の方
第7段階	基準額×1.15	71,450円	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以下の方
第8段階	基準額×1.25	77,660円	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円超200万円未満の方
第9段階	基準額×1.55	96,300円	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方
第10段階	基準額×1.80	111,830円	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方
第11段階	基準額×2.10	130,470円	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の方
第12段階	基準額×2.40	149,100円	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上の方

※年額保険料は基準月額(5,177円)を基に計算し、端数については10円未満を切り上げています。

☎高齢介護課 介護保険係 (内線323)

平成24年度の国民健康保険料

平成24年度の国民健康保険料は次のとおり決定しました。納付額は、世帯主(納付義務者)の方に6月中旬に納入決定通知書でお知らせします。なお、国保に加入する40～64歳の方がおられる世帯は、医療分と後期高齢者支援分に介護分を合わせた保険料をお支払いいただくことになります。

平成24年度国民健康保険料

【医療分】		【後期高齢者支援分】		【介護分】	
①所得割	6.7%	①所得割	2.1%	①所得割	2.0%
②均等割	24,840円	②均等割	8,280円	②均等割	8,990円
③平等割	18,470円	③平等割	6,160円	③平等割	5,130円
賦課限度額	51万円	賦課限度額	14万円	賦課限度額	12万円

1年間の保険料=医療分(①+②+③)+後期高齢者支援分(①+②+③)+介護分(①+②+③)

○所得割=前年中の所得から算定 均等割=被保険者1人につき 平等割=1世帯につき

○保険料が賦課限度額を超えときは、それぞれの賦課限度額が1年間の保険料になります。

※後期高齢者医療制度の開始に伴い、国保の資格を取得した被用者保険などの被扶養者であった65歳以上の方については、申請により減免が受けられます。ただし、7割5割軽減世帯については、適用されません。

■平成24年度の保険料率■

医療分・後期高齢者支援分・介護分の保険料率については、医療費の増加や介護保険の納付金、後期高齢者支援金の増額が見込まれ、厳しい財政状況下にはありますが、平成23年度と同じ保険料率に決定しました。なお、本年度の賦課限度額につきましては、医療分51万円(昨年度50万円)、後期高齢者支援分14万円(昨年度13万円)、介護分12万円(昨年度10万円)とさせていただきますので、よろしくご協力をお願いいたします。

■国民健康保険料の減免制度■

災害などにより生活が著しく困難となられた方で次に該当する方は、保険料が減免されます(納期限の7日前までに申請が必要です)。

- ①前年の総所得金額200万円(配偶者または扶養親族1人につき30万円を加算した金額)以下の方で、失業などにより本年の所得見込額が、昨年に比べて著しく減少された方
- ②寡婦の方などで、前年の総所得金額が180万円以下の方
- ③2級以上の身体障害者手帳・恩給法戦傷病者手帳・被爆者健康手帳をお持ちの方

■非自発的失業者の国民健康保険料軽減制度■

「倒産・解雇などによる離職(特定受給資格者)」や「雇止めなどによる離職(特定理由離職者)」をした非自発的失業者の方で雇用保険の求職者給付(基本手当など)を受けている方は、国民健康保険料が軽減されます。ただし、高齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません。軽減を受けるには、雇用保険受給資格者証と印鑑をお持ちの上、届出(申請)を行ってください(以前から国民健康保険に加入の方で非自発的失業者となった場合も対象となります)。

■特別徴収から普通徴収へ変更できます■

満65～74歳の方のみの世帯で、世帯主が次の要件すべてに該当する場合、保険料を年金からお支払い(特別徴収)いただいておりますが、口座振替などのお支払いを希望される方は申請により変更可能です。

- ①年額18万円以上の年金を受給している。
- ②介護保険料を年金から支払っており、介護保険料と国民健康保険料を合算した金額が、年金額の2分の1を超えない。

☎医療保険課 賦課収納係 (内線332、326)

新着図書



せんをたどってがっこうへいこう

ローラ・ユウクヴィスト 作
講談社

表紙から始まり、裏表紙まで主な絵が一筆書きで描かれています。学校の入口から始まり、教室に入って、理科室、図書室、図工室...という具合に学校内のあちこちに寄り、昼ご飯を食べ、かけっこをしたり、楽器を弾いたりします。学校がどんなところか分かるようになっている絵本です。

■一般図書.....

- 地図・年表・図解でみる日本の歴史 上・下巻
武光誠・大石学・小林英夫 監修 小学館
- 弁護士の上手な探し方・頼み方 自由国民社
- ビジネス法務の基礎知識
山川一陽・根田正樹 編著 弘文堂
- 接遇道 凛と際立つ女性となれ
平林都 著 三笠書房
- はじめよう!ひろげよう!NPO法人
熊谷則一他 著 中央経済社
- 人を助けるすんごい仕組み
西條剛史 著 ダイヤモンド社
- 写真でみる京都むかしの小学校
竹村佳子 著 淡交社
- 日経資源・食料・エネルギー地図
日本経済新聞社 編 日本経済新聞出版社
- 「電子工作」の基本
小峯龍男 著 ソフトバンククリエイティブ
- 家庭科の基本 できますか?教えますか?
流田直 監修 学研教育みらい
- 発酵食をはじめよう 塩山奈央 著 文藝春秋
- もっと知りたい狩野永徳と京狩野
成澤勝嗣 著 東京美術
- 世界デザイン史 阿部公正 監修 美術出版社
- 古事記 編纂一三〇〇年記念 千田稔 監修 平凡社
- 荻窪シェアハウス小助川 小路幸也 著 新潮社
- その後とその後 瀬戸内寂聴・さだまさし 著 幻冬舎
- 残念な日々 ディミトリ・フェルフルスト 著 新潮社

■児童図書.....

- 新聞の読みかた 岸本重陳 著 岩波書店
- いきもの図鑑えほん 前田まゆみ 作 あすなろ書房
- 日本一わかりやすいエネルギー問題の教科書
水野倫之 著 講談社
- 狼ばば様の話 柏葉幸子 著 講談社
- かなと花ちゃん 富安陽子 作 アリス館
- はるかなるアフガニスタン
アンドリュウ・クレメンツ 著 講談社
- とうさんとぼくと風のたび 小林豊 作 ポプラ社
- ふうせんクジラ ボンはヒーロー
わたなべゆういち 作・絵 佼成出版社
- ふじさんファミリー
みやにしたつや 作・絵 金の星社
- たんぼぼのおくりもの
片山令子 作 大島妙子 絵 ひかりのくに
- ボクは船長 クリスティーネ・メルツ 文
バルバラ・ナシンベニ 絵 童話屋
- トンネルをほる ライアン・アン・ハンター 文
エドワード・ミラー 絵 ほるぷ出版

おはなしひろば



絵本によるおはなし、紙しばい、手遊びなどを、親子、お友だちと一緒に楽しみください。

●日時/6月16日(土) 午前11時～

●場所/図書館

※当日、自由にご参加いただけます。

お問い合わせ 図書館 ☎931 - 1181

男女共同参画週間 6月23日～29日

平成24年度 週間標語 **「あなたがいる わたしがいる 未来がある」**

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、平成11年に制定された基本法施行日の6月23日から29日までの1週間が「男女共同参画週間」と定められています。

期間中、国や地方公共団体などでは、毎年さまざまな行事や広報活動を展開しており、向日市は、6月23日に記念講演会を開催します。

男女共同参画週間記念講演会

「メディアと賢く付き合うヒント

～見えないものが見えてくる!～



講師:永田夏来さん
(関西大学非常勤講師)

- 日時/6月23日(土) 午後2時～4時
- 場所/市民会館
- 定員/50人
- 保育/1歳～就学前(定員5人)。6月18日(月)までに予約してください。
- 手話通訳・要約筆記/ご希望の方は、6月18日(月)までに予約してください。
- 申込み/電話、ファクス、電子メールで、市民参画課(内線291、FAX922-6587、電子メールsankaku@city.muko.lg.jp)へ。定員になり次第締め切り。

☎市民参画課(内線291)

福祉医療・重障老人健康管理事業 受給者証・対象者証を更新

現在、有効期限が7月31日(火)までの「福祉医療費受給者証(老・障・母)」「重障老人健康管理事業対象者証(シール)」が8月に更新されます。引き続き受給資格のある方に対して、受給者証は7月下旬に、対象者証(シール)は後期高齢者医療被保険者証に同封して7月中旬にそれぞれお送りします。

更新作業は市が行いますので、現在受給中の方については更新手続き不要です。

■受給対象者■

以下の条件に該当する方が対象となり、自己負担分を公費で助成します(老人医療については、1割または3割を自己負担)。いずれも本人、配偶者、扶養義務者に所得制限があります。

○障がい者医療

満65歳未満の方または満65歳以上で後期高齢者医療の被保険者でない方で

- ①身体障害者手帳1～2級の方
- ②療育手帳A判定の方
- ③身体障害者手帳3級の方で、住民税非課税世帯の方

○母子医療

来年3月31日現在で満18歳(高校卒業)までの母子家庭の児童とその母親

○老人医療

満65歳以上70歳未満で

- ①一人暮らしの方 ②老人世帯の方
- ③所得税非課税世帯の方

○重度心身障がい老人健康管理事業

満65歳以上の後期高齢者医療の被保険者で

- ①身体障害者手帳1～2級の方
- ②療育手帳A判定の方
- ③身体障害者手帳3級の方で、住民税非課税世帯の方

■ご留意いただきたいこと■

所得状況の不明な方、所得証明書が必要な方については、別途通知文書をお送りします。

所得状況などの確認ができない場合は、更新できませんのでご注意ください。

※所得基準額を超えていたなどで受給対象外となっておられた方も、対象になる場合があります。その場合、7月中に手続きをすると、8月1日(水)から対象になります。

申請には、健康保険証、印鑑、身体障害者手帳または療育手帳(お持ちの方のみ)が必要です。

☎医療保険課 福祉医療係(内線342、334)



⑤ 女性と人権

日本国憲法には男女平等の理念が明記されており、法制上も男女共同参画基本法や男女雇用機会均等法などによって男女平等の原則が確立されています。

しかし、「男性は仕事、女性は家庭」「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった性別による固定的な役割分担意識は依然として残っています。

例えば、「男性なのに外で働かず家事をしているのはおかしい」「女性なのに外で仕事をしているのはおかしい」といった偏見を持ち、家庭や職場などさまざまな場面で気づかぬうちに差別を生む場合があります。

また、夫やパートナーからの暴力(DV=ドメスティックバイオレンス)や職場などにおけるセクハラ(セクシュアルハラスメント)、性犯罪などの「女性に対する暴力」も女性の人権を侵害する重大な社会問題です。

男女が社会の対等な構成員として、責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するためには、一人ひとりが、性別にとらわれず、個人として尊重されることが大切です。

☎市民参画課(内線291)

ライトダウンジャパン 2012にご協力を

環境省は、国民一人ひとりが日頃いかに照明を使っているかを実感し、日常生活の中で温暖化対策に取り組んでいただくため、6月21日(木)～7月7日(土)の間「ライトダウンジャパン2012」を実施します。期間中は、使わない照明の積極的な消灯にご協力ください。

なお、6月21日(木)の「夏至の日(ブラックイlluminateーション)」と7月7日(土)の「七夕(クールアース・デー)」については、午後8時～10時までの2時間、消灯にご協力をお願いします。

☎環境政策課(内線227)

児童手当 現況届の提出はお済みですか

4月から新しい児童手当制度が始まりました。

児童手当を受給中の方は、「現況届」の提出が必要ですので、6月中旬に提出してください。届出用紙は6月上旬に送付していますので届いていない方はご連絡ください。

現況届は、毎年6月1日現在の世帯状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

3月まで「子ども手当」を受けていたことにより児童手当などの申請が不要とされている方も含めて、6月に「現況届」の提出をお願いします。

※平成24年1月2日以降に向日市へ転入された方は、1月1日現在住民登録のあった市区町村長発行の平成24年度所得証明書の提出が必要です。

□所得制限が導入されます□

6月分以降の手当(10月支払予定)から所得制限が導入されます。

受給者の前年中の所得(控除後のもの)が所得制限限度額以上の場合には手当額が児童1人につき月額5,000円になります。

※1 平成23年12月31日現在、生計を維持した税法上の扶養親族数

※2 収入額の目安は、給与収入のみで計算

所得制限限度額表(6月分の手当より)

扶養親族などの合計数(※1)	所得制限限度額	収入額の目安(※2)
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1,000円

☎子育て支援課 子育て支援係(内線349)

くらしの情報



市の催し・サービス情報

教室・文化・芸能などの催し、福祉・教育のサービスなど、市からのお知らせを中心に掲載しています。

●向日市役所への電話でのお問い合わせは、☎931-1111(代表番号)にお掛けください。担当課におつなぎします。

●向日市役所へのファクスはFAX922-6587、郵便物は〒617-8665 向日市役所、電子メールはinfo@city.muko.lg.jpにお送りください。

※ファクス、郵便物、電子メールには、市役所のどの課(担当課名)宛てかをお書きください。

●参加費などの記載がないものは無料でご参加いただけます。

☎=お問い合わせ、HP=ホームページアドレス

催し情報

■講座・教室

緑化園芸教室「夏～晩秋まで長く楽しむビビッド色の寄せ植え作り」

- 日時/7月10日(火) 午後2時～4時
- 場所/市民会館
- 講師/福井万利子さん(英国王立園芸協会 コンテナガーデニングマスター、ガーデンコーディネーター)
- 対象/向日市在住の方40人
- 参加費/1,000円(教材費)
- 申込み/6月26日(火)まで必着。往復はがきに氏名、住所、年齢、園芸教室や緑化に対する意見を記入の上、市街地整備課(内線267)へ。定員を超えたときは抽選。

夏休み子ども歴史教室「兜をつくろう!!」

- 武士たちが身に付けていた兜かぶとを紙で製作し、向日市周辺の地元の武士が活躍していた乙訓の戦国時代の歴史を学びます。
- 日時/7月27日(金)、28日(土)、29日(日) 時間はいずれも午後1時30分～4時
 - 場所/文化資料館
 - 対象/向日市在住の小学4年生～中学3年生25人
 - 参加費/500円
 - 持ち物/筆記用具、はさみ
 - 申込み/6月16日(土)午前10時から、直接、参加費を添えて文化資料館(☎931-1182、FAX931-1121)へ。定員になり次第締め切り。

布うちわ・夢うちわ教室

- 簡単な剪画せんがの技法で布うちわを作ります。
- 日時・場所
 - 6月28日(木) 午前10時～正午、物集女コミセン
 - 6月29日(金) 午前10時～正午、寺戸コミセン
 - 講師/大月透さん(日本剪画協会 元副会長)
 - 対象/向日市在住・在勤の方、各日15人
 - 参加費/500円
 - 持ち物/うちわにしたい着物、浴衣、Tシャツなどの布(30cm×30cm、ちりめんは不可)
 - 申込み/6月15日(金)から直接または電話で物集女コミセン(☎921-1514)または寺戸コミセン(☎933-8410)へ。いずれのコミセンも土曜日午後と月曜日を除く午前9時から午後5時まで受付。定員になり次第締め切り。

国民年金保険料には免除申請制度があります

国民年金保険料の納付が困難なときには、免除申請制度があります(ただし、本人、配偶者、世帯主の所得の審査があります)。平成24年度の申請受付は、7月2日(月)から始まります。

希望される方は、年金手帳、納付書などの基礎年金番号がわかるものをお持ちの上、市民課 年金係でお早目に手続きをしてください(代理申請は、認印が必要となります)。

※前年度の所得が未申告の方は、必ず税務課で申告してください。

※平成23年4月以降に失業された方は、離職票または雇用保険受給資格者証をお持ちください。

※平成24年1月2日以降にほかの市町村から転入された方(本人、配偶者、世帯主)は、前住地市町村発行の平成24年度課税(または非課税)証明を添付してください。

■免除の対象となる所得(収入)の目安

扶養人数	免除対象となる所得の目安 ※()内は収入			
	全額免除	4分の3免除	2分の1免除	4分の1免除
3人扶養(夫婦、子ども2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養(夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※審査の結果、一部納付の結果が出た場合、これを納付しないと、その期間一部免除が無効(未納と同じ)となります。そのため、受給資格の期間参入がされず、将来、老齢年金、遺族年金、障害年金などを受け取ることができなくなる場合があります。

☎市民課 年金係(内線216、246)、京都西年金事務所☎315-1829

介護者支援金の支給

65歳以上で「要介護3・要介護4・要介護5」の高齢者を在宅で介護している方に月額3万円を支給します。



●対象者/次の要件をいずれも満たす方

- ①7月1日現在、高齢者、介護者とも市内に住所を有する方
- ②介護保険の要介護状態区分が「要介護3・要介護4・要介護5」の65歳以上の高齢者を在宅で介護している主たる介護者

※ただし、次の場合は対象になりません。

- 7月1日に要介護高齢者が病院または介護老人保健施設に引き続き3か月を超えて入院や入所している場合
 - 7月1日に要介護高齢者が特別養護老人ホームなどに入所している場合
 - 7月1日以前の3か月間において、要介護高齢者が在宅介護を受けた期間が20日に満たない場合
 - 申請期間/7月2日(月)～13日(金)(土・日曜日を除く)
 - 必要なもの/振込口座のわかるもの、介護保険の被保険者証をお持ちください。
- ※ただし、ゆうちょ銀行の場合は、振込用の「店名・預金種目・口座番号」が必要です。
- 支給予定日/8月31日(金)

☎高齢介護課 高齢者支援係(内線345)

すこやか講座「心と体にやさしいフィットネスダンス&体ほぐし」

- 日時／7月11日(水) 午前10時～
- 場所／子育てセンター「すこやか」
- 講師／高木睦江さん(日本アメリカンダンス協会講師)
- 対象／向日市在住の就学前の子どもを育てられている方
- 持ち物／バスタオル、お茶、動きやすい服装
- 保育／1歳以上、定員20人、要予約
- 申込み／6月15日(金) から、電話で子育てセンター「すこやか」(☎932-7830)へ。

第1回 子育て支援講座

- 日時／7月12日(木) 午前10時～11時45分
- 場所／福社会館
- 内容／講演「ひとりっ子・きょうだいのいる子の育て～どの子も心豊かに育てるコツ～」津村薫さん(女性ライフサイクル研究所)
- 対象／向日市在住で、就学前の子どもを育てられている方30人
- 保育／1歳以上未就学児まで、定員20人、要予約
- 主催／向日市社会福祉協議会、向日市ファミリーサポートセンター
- 申込み／向日市社会福祉協議会 地域福祉係(☎932-1961、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)へ。定員になり次第締め切り。

親子体験工芸教室

■吹きガラス体験教室■

- 日程／7月7日(土)～8月5日(日)の毎週土・日曜日(21日、22日を除く)の午前と午後各3回開催
- 対象／小学5・6年生と保護者、各回3組
- 参加費／2,000円

■パーナーワーク・キルン体験教室■

- 開催期間／7月7日(土)～8月5日(日)の毎週土・日曜日(21日、22日を除く)の午前と午後各1回開催
- 対象・参加費／○パーナーワーク 小学5・6年生と保護者、各回2組、2,000円
○キルン 小学4～6年生と保護者、各回5組、500円 ※キルン作品は後日引き取りです。

■モノづくり体験教室■

- 風車形の貯金箱を作ります。
- 日時／7月22日(日)と8月12日(日)の午前と午後各1回開催
- 対象／小学4～6年生と保護者、各回5組
- 参加費／500円
- 持ち物／1ℓの牛乳パック4本(開けず、乾いた状態のもの)

■サンドブラスト体験教室■

- 開催期間／開催中～平成25年3月31日(日)、午前と午後各1回開催
- ※休館日とサンドブラスト教室の開催日を除く。
- 対象／小学生以上、各部10人(要予約)
- 参加費／200円
- 持ち物／透明のガラス製品

□いずれの教室も□

- 場所／クリーンプラザおとくに リサイクルプラザ
- 申込み／6月25日(月) までに、電話でクリーンプラザおとくに リサイクル推進課(☎957-6686、平日の午前9時～午後5時)へ。教室開催日の土・日曜日は受付可。
- ※定員を超える応募があった場合は、6月26日(火)に抽選します。教室の時間など詳しくはお問い合わせください。
- ※小学生は保護者(18歳以上) 同伴でご参加を。
- ※向日市、長岡京市、大山崎町在住・在勤・在学者以外の方は、参加費が2割増になります。

第1回ふれあい料理教室

- 「さけのホイル焼き」などを作ります。
- 日時／7月10日(火) 午前10時～午後1時
- 場所／市民会館
- 内容／調理実習、昼食交流、食生活講座「食中毒について」
- 対象／向日市在住で65歳以上の方30人
- 参加費／300円(材料費) ※当日徴収
- 持ち物／エプロン、三角巾、筆記用具、上履き
- 主催／向日市社会福祉協議会、向日市食生活改善推進員協議会
- 申込み／電話で、向日市社会福祉協議会 地域福祉係(☎932-1961、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)へ。定員になり次第締め切り。

■スポーツ

トレーニング講習会

- トレーニング室を利用するための講習会です。申込み時に、登録料(1,000円)と顔写真(3cm×2.5cm)が必要です。
- 日時／○7月7日(土) 午後1時30分～2時30分
○7月11日(水) 午後1時30分～2時30分
○7月19日(木) 午前10時～11時
○7月31日(火) 午前10時～11時
- 場所／市民体育館
- 対象／18歳以上の方各5人(7日のみ25人)
- 持ち物／動ける服装、上靴
- 申込み／6月25日(月) 午前10時から、直接、市民体育館へ。定員になり次第締め切り。

□トレーニングアドバイスタイム□

- すでにトレーニング室登録証をお持ちの方に、トレーニングの方法や、器具の使い方などをアドバイスします。事前申込みは不要です。
- 日時／○7月11日(水) 午後2時30分～3時30分
○7月19日(木) 午前11時～正午
○7月31日(火) 午前11時～正午
- 場所／市民体育館
- 対象／市民体育館のトレーニング室登録証をお持ちの方
- 持ち物／トレーニング室使用料(300円)、登録証、動ける服装、上靴

☎市民体育館☎932-5011、FAX934-1657

バレーボールクリニック

- パス、スパイク、ゲームまでの基本練習。
- 日時／7月17日(火) 午前10時～11時30分
- 場所／市民体育館
- 対象／16歳以上の女性16人
- 参加費／600円
- 申込み／開催前日の午前10時から電話で、市民体育館(☎932-5011)へ。定員になり次第締め切り。
- ※申込みが7人以下の場合は、開催を中止します。

■図書

第15回図書館リサイクル・デー

- 保存年限の過ぎた雑誌などを市民の方に無料でお譲りします。品物がなくなり次第終了。
- 日時／6月21日(木) 午前10時～午後3時
- 場所／図書館
- 対象／向日市在住、在学、在勤の方
- 対象資料／図書館の廃棄資料(主に平成20年度の雑誌と廃棄の図書)
- 制限冊数／一人10冊まで
- ※持ち帰り用袋をお持ちください。
- ☎図書館☎931-1181、FAX931-1081

大人の朗読会

- 午後のひととき、朗読の世界にひたってみませんか。
- 日時／6月24日(日) 午後1時30分～3時
- 場所／図書館
- 内容／
○「山茶花」辻邦生作
○「くにはのはじまり」舟崎克彦作
○「伊勢屋の黒助」池波正太郎作
○「こんな顔」「みそ買い橋」稲田和子・筒井悦子作
○「誰でもいい」菊池秀行作
- ※当日、自由にご参加いただけます。
- ☎図書館☎931-1181、FAX931-1081

■天文

天体観望会「春～夏の星座と惑星」

- 日時／7月14日(土) 午後7時～9時
(雨天・曇天時は、プラネタリウム室での星空解説のみ)
- 場所／天文館
- 申込み／7月3日(火) までに、天文館にある申込書に必要事項を記入の上、郵便はがきを添えて受付へ。往復はがきでも申込み可(7月3日必着)。中学生以下の方は保護者同伴。1枚で5人まで記入可。定員(40人)を超えたときは抽選。

↓往信用(表) ↓返信用(裏)…何も書かないでください

617-0005 向日市天文館 〒617-0005 向日市向日町 南山82の1 向日市天文館 天体観望会係	617-0005 向日市天文館 〒617-0005 向日市向日町 南山82の1 向日市天文館 天体観望会係	観望希望日 (7月14日) ・代表者住所氏名 ・代表者電話番号 ・全参加者 氏名・年齢 (※5人まで)
---	---	---

↑返信用(表) ↑往信用(裏)

☎天文館☎935-3800、FAX935-4380

■福祉

ひとり親家庭いきいきふれあい事業

- 日時／8月4日(土)～5日(日)1泊2日
- 場所／天女の里(京丹後市)
- 内容／海水浴、レクリエーション、父親交流会など
- 対象／京都府(京都市を除く) 在住の父子家庭の父子(18歳未満)30組
- 参加費／大人2,000円、子ども1,000円
- 申込み／7月6日(金) までに、地域福祉課 地域福祉係(内線346)へ。

■子育て

子育てサポート「おひさま」

- 日時／7月7日(土) 午前10時～正午
- 場所／あひるが丘保育園(物集女町北ノ口)
- 内容／小麦粉粘土遊び
- 申込み／開催日1週間前までに電話、ファクスで、あひるが丘保育園(☎921-0005、FAX921-0040)へ。

■そのほかの催し

向日町競輪場の「朝市」

- 「むこう愛菜市」出店の農家が、栽培した新鮮な野菜などを直売します。売り切れ次第終了。
- 日時／6月24日(日) 午前10時～
- 場所／向日町競輪場内 第1投票所前
- 主催／向日町競輪場
- 協力／向日市
- ※「むこう愛菜市」に出店していただける向日市の農家の方を募集しています。
- ☎産業振興課(内線238)

サービス情報

■ 人材募集

市立保育所 アルバイト保育士募集

- 対象/保育士登録が完了している方
- 勤務時間/午前8時30分～午後5時(時差勤務あり)
- 時間給/970円
- 申込み/市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入し、保育士証(写し)を添えて子育て支援課 保育係(内線344)へ。

留守家庭児童会 夏休みアルバイト指導員募集

- 勤務日時/7月23日(月)～8月31日(金) 午前8時～午後6時の間で4～8時間
※土・日曜日と8月13日～15日を除く。
- 時間給/910円
- 対象/高校卒業以上の、健康で子どもが好きな方
- 勤務場所/留守家庭児童会の施設(市内各小学校)
- 申込み/7月13日(金)までに、市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入の上、直接、教育委員会 生涯学習課(内線835)へ。

地区プール監視員アルバイト募集

- 期間・時間/7月下旬～8月上旬(土・日曜日を除く)の午前8時30分～午後5時で3.5～6時間(学校により異なる)
 - 勤務場所/市内小学校のプール
 - 対象/高校生以上で泳げる方15人程度(ただし、高校生は保護者の承諾書が必要)
 - 時間給/900円
 - 申込み/6月29日(金)までに市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入し、直接、教育委員会 学校教育課(土・日曜日、正午～午後1時を除く)へ。承諾書は窓口で配布または市ホームページからダウンロードできます。応募多数の場合は、書類審査の上、選考します。
※勤務期間前に普通救命講習(3時間程度)と学校との調整会議(1時間程度)があります。
- ☎学校教育課(内線813)

■ 子育て

幼稚園就園奨励費補助金制度

私立幼稚園に通う3・4・5歳児の保護者が対象です(満3歳に達した幼児が途中入園した場合も対象となります)。

各幼稚園を通じて配布される「保育料等減免措置に関する調書」に必要事項を記入し、幼稚園に提出してください。

※幼稚園から調書の配布を受けていない方は、教育委員会 教育総務課(内線802)へご連絡ください。

■ 福祉

「くらしの資金」(夏期)

疾病や失業などで一時的にお金のやりくりが困ったり、緊急に資金を必要とする方のために、「くらしの資金」の相談を受け付けます。

- 受付期間/7月2日(月)～13日(金) 午前9時～午後4時(土・日曜日を除く) ※要予約
- 貸付限度額/1世帯あたり10万円以内
- 申込み/向日市社会福祉協議会 地域福祉係(☎932-1961)へ。

生活機能チェックをしてみましょう

「最近、よくつまずくようになった」「食欲が低下した」などちょっとした体や生活の変化はありませんか。生活機能チェックは、年を重ねることで生じる心と体の変化やそれに伴う生活の変化を自分自身でふり返ることができます。「こころ」と「からだ」の生活機能チェックに答えて自分にあった生活を考えてみませんか。



- 対象/向日市在住で、平成24年3月31日現在65歳以上の方(介護保険の要支援・要介護認定を受けている方を除く)
- 内容/生活機能チェック(日常生活動作や運動機能などの25項目の質問表)を行い、医師の診察や血液検査、心電図検査などが必要かどうかを判断します(無料)。
- 実施方法/6月上旬にお送りした「こころ」と「からだ」の生活機能チェック表に必要事項を記入し、同封の返信用封筒(切手不要)で、高齢介護課へ返送してください。

※生活機能チェック表の返送は、12月末までお願いします。

※「こころ」と「からだ」の変化がみられる方には、健康教室(介護予防事業)の案内をします。参加を希望される方には、「生活機能検査受診票兼結果通知書」を郵送しますので、実施医療機関で心電図などの生活機能検査を受けてください(無料)。

●生活機能検査実施期間/7月1日(日)から平成25年2月28日(木)までの診療時間内

お問い合わせ 高齢介護課(内線345)

市民の情報掲示板



市民の皆様などから寄せられた情報を掲載しています。掲載については秘書広報課(内線240)へお問い合わせください。
※参加費などの記載がないものは無料です。

歩んだ道

歩む道

市制施行40周年

この30年 教育・福祉

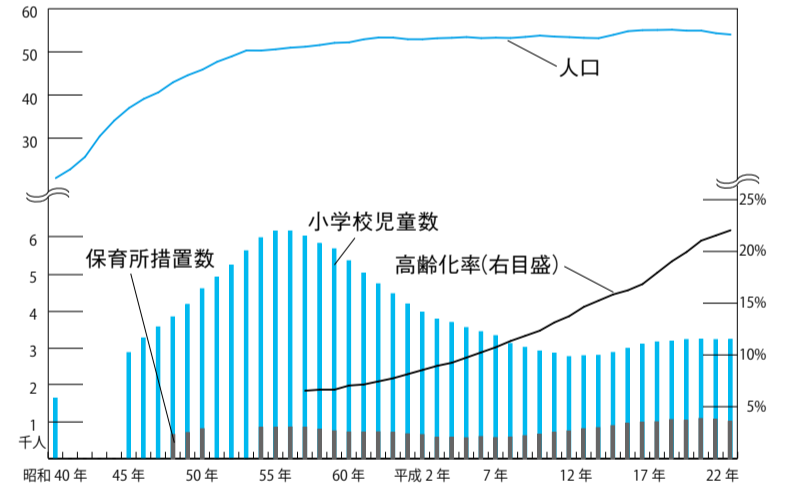
高度経済成長期に、向日市の人口は急速に増え、住宅開

発も目を見張るばかりだった。昭和四十年に二万人余

待機児童があったが、現在は少なくなっている。

その後、人口の伸びに比べ、高齢者の増加が顕著にな

介護や支援の必要な高齢者には、



は初めて五万人台に乗ったが、当時の高齢化率(人口に占める六十五歳以上の割合)は数%にすぎなかった。

力所目の老人福祉センター(琴の橋)が開所し、高齢者の健康・福祉増進の役割を担っている。

その後、人口の伸びに比べ、高齢者の増加が顕著になつてきた。データをみると、昭和五十年代に6%だった高齢化率は徐々に高まり、平成六年に10%に乗り、二十一年には21%、二十三年には22%と全国水準(23.1%)よりは低い、市民五人に一人が高齢者という状況になった。

落ち着く児童数

このため三十九年には第2向陽小、四十六年に第3向陽小に続き、五十五年の第6向陽小まで五校がそれぞれ開校、中学も勝山に加え西ノ岡、寺戸が相次いで開校。府立向陽高校も五十年に開校した。高齢化が進むにつれ、いまは児童生徒数も落ち着いている。

公民館が開館し、住民の教養・文化の向上に努めている。

一方、急速に高齢者人口が増加する中で、高齢社会に対応する施策が求められた。昭和五十三年に「市老人福祉センター」(現在の「桜の径」)が建設された。このとき、人口

こうした動きに合わせて、昭和五十三年に市老人福祉センター(後の「桜の径」)ができたのははじめ、平成元年にシルバー人材センター、六年に福祉会館、十二年には二

要介護者を社会全体で支援する介護保険制度(平成十二年)もスタートし、一定開している。(井)

急速に進む高齢化社会

(平成八年)も竣工した。

こうふくプラン

「こうふくプラン」を策定し、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせるまちを旨とする施策を展開している。(井)

就学前児童を預かる幼稚園は私立三園、保育所も昭和四十九年までに六カ所が開所した。かつては本市の保育所が施策を先取りしているとの評価から、入所希望が急増したため多くの



▲世代間交流(平成23年5月20日、琴の橋)

まちの足跡	
昭和46(1971)	第3向陽小開校。第4保育所開所
47(1972)	第5保育所開所。市民会館・中央公民館竣工 市制施行。基本構想策定
48(1973)	第4向陽小開校。勝山都市公園開園 乙訓問題対策合同会議発足
49(1974)	物集女公民館開館。商工会館竣工 第6保育所開所
50(1975)	公共下水道工事着手 第5向陽小、府立向陽高校開校 第4乙訓中(現西ノ岡中)開校 組合立「乙訓ポニーの学校」開校
51(1976)	乙訓合併研究協議会発足(翌年、合併一時凍結) 向陽プール完成。「市長と話す日」発足 第1回向日市商工まつり開催
52(1977)	市制5周年で市民憲章、市民の花・木制定 第1回向日市まつり開催
53(1978)	自転車置場第1号設置(寺戸町西田中瀬・小佃) 第1回桜まつり開催。市老人福祉センター開所 人口5万人超える。ごみ分別収集開始
54(1979)	市民憲章推進協議会発足。公共下水道供用開始 市史編さん事業開始(63年全3巻刊行終了)
55(1980)	昼休み窓口業務一部開始。市政モニター制度発足 第6向陽小開校。市のうた・音頭を制定
56(1981)	上植野・鶏冠井両公民館開館 福祉タクシー制度スタート。消防庁舎竣工
57(1982)	基本構想改定。自転車条例制定 乙訓中学校事務組合解散。寺戸中開校 寺戸公民館開館。乙訓休日応急診療所開所 西向日運動公園開園 市制10周年・市の紋章制定

消費生活トラブルにご用心

以前購入した土地を売らないかと言われたが…

相談事例
20年前に「絶対に値上がりする」と言われて購入した土地の広告をインターネットに載せ、売却しないかと業者から電話があった。長年処分したいと思っていたので、いい機会だと思い、広告代を支払った。
よく考えると広告代が高額で、本当に売れるのか不安になってきた。

アドバイス
バブル期などに「絶対に値上がりする」と言われ、ほとんど価値のない土地(別荘地・山林など)を購入させられた原野商法の被害者に対して、広告・整地・測量などをすれば売却できるなどと説明し、新たな契約をさせる原野商法の二次被害に関する相談が

全国的に増えています。
こうした二次被害が発生しているのは、事業者が土地の購入者名簿や登記簿を見るなどさまざまな情報を入手して、電話勧誘販売や訪問販売が行われているからと考えられます。
過去に原野商法で購入した土地は広告、整地などの費用をかけても、業者の言うように売れる見込みはほとんどなく、逆に損害を増やす契約をしてしまう可能性があります。
電話勧誘販売や訪問販売であれば、原則として契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができます。
過去に土地を購入した人は、このような話を持ちかけられても即答せず、所有する土地の自治体や地元の不動産業者に現地の情報などについて確認するなど、慎重に判断することが大切です。

■一人で悩まず消費生活相談へ■

- 相談日時
 - 毎週月・水曜日、午前9時～正午、午後1時～4時
 - 毎週火・木・金曜日、午後1時～4時
- ※祝日を除きます。
- 相談場所／相談室1(市役所本館1階)
- ☎消費生活相談専用電話 ☎931-8168

■土・日曜日、祝日の消費生活電話相談■

緊急を要するクーリング・オフや架空請求などに対する助言を行っています。電話相談のみ。(京都府・京都市の共同事業)

- 相談日時／土・日曜日、祝日、午前10時～午後4時(年末年始を除く)
- ☎257-9002

☎防災安全課(内線235)